

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 9 月 25 日

水 曜 日

第 3671 号

## 目 次

<b>規 則</b>	
○富山県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県養ほう振興法施行規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	8
<b>公 告</b>	
○物品等の売却に係る一般競争入札の実施	9
○随意契約の相手方等の公示	11

## 規 則

富山県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 9 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第40号

富山県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

富山県水源地域保全条例施行規則（平成25年富山県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（届出の経由）

**第 9 条の 2** 条例第14条第 1 項の規定による届出及び同条第 4 項の規定による変更の届出は、当該届出に係る土地の所在地を管轄する農林振興センターを経由して行うことができる。

### 附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

（県民生活課）

富山県養ほう振興法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 9 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県規則第41号

富山県養ほう振興法施行規則の一部を改正する規則

富山県養ほう振興法施行規則（昭和31年富山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県養蜂振興法施行規則

第 1 条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「よらなければならない」を「よるものとする」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定による変更の届出は、別記様式第 2 号によるものとする。

第 2 条中「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改め、「。以下「省令」という。」を削り、「別記様式第 2 号」を「別記様式第 3 号」に、「附近」を「付近」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（身分証明書）

**第 3 条** 養蜂振興法第 9 条第 2 項に規定する証明書は、別記様式第 4 号によるものとする。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までを次のように改める。

## 別記様式第 1 号（第 1 条関係）

## 蜜蜂飼育届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

## 1 年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

## 2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	蜜蜂の種類	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育期間
	ニホンミツバチ ・ セイヨウミツバチ		1 月 1 日から 月 日まで
	ニホンミツバチ ・ セイヨウミツバチ		月 日から 月 日まで
	ニホンミツバチ ・ セイヨウミツバチ		月 日から 月 日まで
	ニホンミツバチ ・ セイヨウミツバチ		月 日から 12月31日まで

## 備考

- 1 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
- 2 飼育計画は、1 月 1 日から 12 月 31 日までについて記入すること。
- 3 「蜜蜂の種類」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

## 別記様式第 2 号（第 1 条関係）

## 蜜蜂飼育変更届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	1	住所	
	2	氏名又は名称及び代表者氏名	
	3	飼育場所	
	4	蜜蜂の種類	
	5	飼育予定最大計画蜂群数	
	6	飼育期間	
変更内容		変更前	変更後
変更の理由			

## 備考

- 1 「変更事項」欄は、該当する番号に○を付けること。
- 2 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

## 別記様式第 3 号（第 2 条関係）

## 蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

現住所

通信連絡場所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

次のとおり転飼したいので、養蜂振興法第 4 条第 1 項の規定により申請します。

転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所	左の土地管理者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養者住所氏名
				月 日から 月 日まで	
				月 日から 月 日まで	
				月 日から 月 日まで	

## 備考

- 1 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。
- 2 転飼しようとする場所の管理者の土地貸与承諾書及びその付近の見取図を添付すること。

別記様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

## 別記様式第 4 号（第 3 条関係）

（用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。）

（表）

第 号	
身分証明書	
写真貼り付け	所属
	職名
	氏名
<p>上記の者は、養蜂振興法第 9 条第 1 項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	富山県知事 印

（裏）

養蜂振興法（抜粋）
（報告及び立入検査）
<p>第 9 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>
<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
（罰則）
<p>第 13 条 第 9 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10 万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県養ほう振興法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(農業技術課)

告 示

富山県告示第392号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

細越地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
氷見市		仏生寺	前田	4103番	標柱1号
			細越	59番	標柱2号
			〃	52番1	標柱3号
			〃	52番1	標柱4号
			前田	4064番	標柱5号
			〃	4066番	標柱6号
			〃	4066番	標柱7号
			〃	4071番	標柱8号

(砂 防 課)

~~~~~  
公 告  
~~~~~**物品等の売却に係る一般競争入札の実施**

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項の規定により公告する。

平成25年 9 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 入札に付する事項****(1) 売却物品等の名称及び数量**

ア 乗用自動車（富山 300そ2847） 1 台

イ 乗用自動車（富山 300す4777） 1 台

**(2) 売却物品等の機能、性能等**

入札説明書による。

**(3) 引渡期限**

平成25年11月29日

**(4) 引渡場所**

入札説明書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

(1) 地方自治法施行令第 167条の4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

**3 競争入札参加資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

**4 入札参加申込書の提出場所等**

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及

び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成25年9月25日から平成25年10月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成25年10月16日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

平成25年10月24日 午前10時

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

## 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和 42 年富山県規則第 15 号）第 81 条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 25 年 9 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

生理機能画像管理装置 一式 (賃貸借、72月)

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年 8 月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番 8 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
1,618,575円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 2 第 1 項第 8 号